

「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム 取りまとめ(案)」に対する意見募集の結果

■ 意見募集期間：令和7年7月25日(金)から令和7年8月8日(金)まで

■ 提出された意見の件数：34件(法人・団体:22件、個人:12件)

※提出された意見の件数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者：

○ 法人・団体【22件】(意見提出順)

一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社ニッポン放送、読売テレビ放送株式会社、株式会社鹿児島読売テレビ、日本テレビ放送網株式会社、一般社団法人日本コミュニティ放送協会、北海道放送株式会社、中部日本放送株式会社、株式会社CBCテレビ、北陸朝日放送株式会社、株式会社エフエム東京、株式会社文化放送、株式会社上田ケーブルビジョン、株式会社毎日放送、株式会社TBSラジオ、東海テレビ放送株式会社、株式会社radiko、一般社団法人衛星放送協会、スカパーJSAT株式会社、株式会社CS日本、一般社団法人オナガワエフエム、町野復興プロジェクト実行委員会

○ 個人【12件】

■「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム 取りまとめ(案)」に対して提出された意見及びそれに対する本検討チームの考え方

No	提出された意見【意見提出者名】	本検討チームの考え方	修正の有無
全体的事項			
1	・ 広域大規模災害時に放送サービスを維持し、地域住民の生命・財産	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	を守る情報の提供を継続するため、検討チームにおいて集中的に議論を行い、さまざまなステークホルダーや有識者の知見・提案を集約して取りまとめを行ったことはたいへん有意義です。 - 民放事業者はそれぞれの経営環境や地域事情を踏まえ、他のメディアや関係機関と適切に連携し、放送に期待される責務を果たしてまいります。 - 民放連は3月 24 日の第3回会合のヒアリングにおいて、地上基幹放送事業者が、平時より多大なコストを負担して、24 時間対応できるニュース制作環境、取材用ヘリコプター、SNG等衛星通信機器の維持に努めていることなどを説明しました。広域大規模災害を想定し、行政にはこうした努力を後押しする施策を期待します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	また、行政への期待に関する御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	
2	- 広域大規模災害時に放送サービスを維持し、地域住民の生命・財産を守る情報の提供を継続するため、検討チームにおいて集中的に議論を行い、さまざまなステークホルダーや有識者の知見・提案を集約して取りまとめを行ったことはたいへん有意義です。 - 北海道は放送対象地域の広さに加え、冬期間を含め多様な災害に向き合っています。これまでも可能な限りの対応をしてきましたが、今後も他のメディアや関係機関と適切に連携し、放送に求められる責務を果たしていく所存です。 【北海道放送株式会社】		無
3	広域大規模災害時に放送サービスを維持し、地域住民の生命・財産を守る情報の提供を継続するために整理された「取りまとめ(案)」の		無

	趣旨に賛同します。当社は、他のメディアや関係機関と適切に連携し、放送に期待される責務を果たしてまいります。 一方、当社をはじめとした民放事業者は、その責務を果たすためにニュース制作環境、取材用ヘリコプター、SNG等衛星通信機器の維持に努めてきましたが、経営環境が厳しさを増す中、限界もあると考えます。行政にはこれらを後押しする施策の整備を期待します。 【東海テレビ放送株式会社】		
4	- 年々、自然災害が大規模化・激甚化する中、取材に裏打ちされた正確な情報を視聴者に途切れることなく届け続けることは放送事業者の重要な責務だと認識している。 - 今回のような放送事業者の経営にかかわる内容の意見募集について、公示日から受付締め切りまでの期間が2週間あまりというのは短すぎるのではないかと。放送事業者が意見を出しやすい環境作りを総務省には求めたい。 【読売テレビ放送株式会社】	今後総務省において検討及び意見募集を実施していく上での参考として承ります。 なお、本案は行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号に規定する命令等に該当するものではなく、本案に対する意見募集は任意の意見募集として実施したものであるため、本検討チームがこれまでの議論を公開で行ってきたこと等を踏まえ、今回の意見募集期間を設定したものです。	無
5	災害の激甚化に伴い、民放事業者にとっても、これまでの常識を超えた想定外の事態が起きることが増えており、災害の性質、被災した場所の特性などによって臨機応変な対応を迫られるようになっていきます。社屋や中継局等の設備が損壊したり、放送事業者の社員や関係者の生命・安全が危険に晒されたりすることになり、放送の継続性が困難になる事態もこれまで以上に広く想定をする必要があります。従って、行政を中心に一定の仕組みは作りながらも、規律や義務を一律に強化するのではなく、災害の程度や質に応じて、行政・自治体、NHK、民放事業者、その他関係者	広域大規模災害を想定した放送の維持・確保については、放送事業者のみならず、国、自治体等の関係機関の連携により、緊急対応力の向上に取り組んでいくことが重要であると考えます。 御要望については、今後検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	が役割に沿って視聴者の生命・財産の安全を守ることができるよう、柔軟な検討を要望します。 【日本テレビ放送網株式会社】		
6	広域大規模災害を想定した放送を維持する施策の検討において、「リエゾン派遣」や「自治体との連携」の方針を検討されていることについて、その取り組みを高く評価いたします。近年の SNS を中心とした個々人の情報の発信量の増大は、非常時においては容易に不確かな情報やデマの氾濫につながる危険性を秘めており、そのような事態を防ぐために放送事業者の役割は極めて重要であり、平時からそれを念頭においた枠組みを構築することは喫緊かつ必須の取り組みと考えます。一方で、臨時災害放送局の立ち上げにおいての、コミュニティ FM を念頭に置いた方針については、その実効性について甚だ疑問に感じます。コミュニティ FM を運営する人々は、その成り立ちにおいて大半が現地にて生活を営む存在であって、大規模災害時には容易に被災当事者になり得ます。自身や家族、地域に対して罹災状況の改善を第一義に行動せざるを得ない人々であり、その人々に災害時の情報発信を行う主たる役割を期待するのは、被災者にさらに負担を押し付けることにもなりかねません。臨時災害放送局は、あくまで他エリアのメディアや国などの行政が主となり、現地メディアは従とすべきではないでしょうか。現地の情報収集と発信に長けているコミュニティ FM が、その財政面で苦境にあるのは事実ですが、それはまた別の課題としてとらえるべきであって、災害時の発信主体として安易に結びつけることはできないと思料します。また臨時災害放送局の意義は十分に理解している前提で、その持続的な運営において、特に人材活用面	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、臨時災害放送局の運営体制確保に関する御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	での資金不足は、いままでの臨災局の運営においての課題であったと認識しています。前述のように現地の人々は被災者となり得る存在であり、外部からの設備・人的支援を考える時、財政面からの公的支援は必須です。現状のように、ボランティアや現地の民間の力を前提とした運営体制ではなく、資金面も含めた公の支援をさらに推進する方向性でご考慮いただき、助成金も考慮にいれた実効性のある支援策の検討をお願いいたします。 【個人 10】		
検討課題1 広域大規模災害を想定した放送を維持するための方策 (1) 放送事業者と関係機関との連携の在り方 ① 【災害対策本部へのリエゾン派遣】			
7	災害対策本部への「リエゾン派遣」として放送事業者も参画し、被災した放送設備の早期復旧、放送の継続に向けた措置が円滑に進むよう、様々な機関と情報交換を行うというスキームに賛同する。ただし放送事業者の参画については、すべての放送局から一律に人員を求めるのではなく、被災エリアの放送事業者各社の幹事的役割を果たす代表社(者)が参加できるようにするなど、各地域の実情に即した柔軟な方法を考えていくべきだ。 【読売テレビ放送株式会社】	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、リエゾン派遣については、各地域の放送事業者間における自主的な取組を基本としつつ、放送事業者や地域の実情に応じて実効的に運用されることが重要であると考えます。	無
8	リエゾン派遣の理念に賛同し、鹿児島地域で取り決めもしております。但し、ローカル局にとって、特に技術関係の人的リソースには限りがあり、災害時に被災対応と並行して災害対策本部等へ社員を派遣することが困難なケースも想定されます。引き続き、地域の放送事業者間で、それぞれ		無

	の経営環境や地域固有の事情を踏まえた慎重な検討が必要になります。 【株式会社鹿児島読賣テレビ】		
9	本案では、リエゾン派遣は、各地域の放送事業者間における自主的な取組ではあるものの(～中略～)多くの地域の放送事業者間における検討を促進していくべきである、としています。 こうした取り組みに意義があることは理解します。しかし放送網は地域ごとに事情が異なること、また放送事業者のリソースも潤沢でないことを踏まえれば、地域の事情に即した事業者の自主性を尊重する取り組みであるべきであると考えます。 【株式会社毎日放送】		無
検討課題1 広域大規模災害を想定した放送を維持するための方策 (1) 放送事業者と関係機関との連携の在り方 ②【自治体等との訓練】			
10	放送事業者はこれまでも放送継続のため、災害への備えを積極的、自主的に進めているところです。災害報道では競争よりも「協調」を重視し、他の放送事業者との共同取材など連携を深めています。さらなる充実のためには、様々な方面との連携は非常に重要です。一方で、これらの協力体制の構築は放送事業者だけでは到底成し得ません。総務省等関係機関の主導的な関わりが重要になると考えます。 【北海道放送株式会社】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
11	広域大規模災害発生時に、災害の形態や地域事情、さらに放送事業者の経営環境を踏まえた上で、他の放送事業者だけでなく、国や地方自治体などと連携して対応できるよう、関係性を維持していくことが必要だと		無

	考えます。 【中部日本放送株式会社・株式会社 CBC テレビ】		
12	本案では、放送事業者が、総務省や自治体が開催する訓練への参加を通じ(～中略～)災害時に官民連携による緊急対応力の向上を図るべきである、としています。 こうした取り組みに意義があることは理解します。しかし放送事業者のリソースも潤沢でないことから、訓練への参加についても、前項意見(No.9)と同様に、あくまでも自主性に委ねるべきであると考えます。 【株式会社毎日放送】	今後検討を進めていく上での参考として承ります。 なお、リエゾン派遣等を通じた官民連携の充実については、各地域の放送事業者間における自主的な取組を基本としつつ、放送事業者や地域の実情に応じて実効的に運用されることが重要であると考えます。	無
13	総務省におかれては「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」をまとめられています。 例：愛知県(重点受援県)⇔福島県(即時応援県)、青森県、宮城県、山形県、さいたま市(即時応援県・指定都市) こういった相互応援制度についても認識や理解を深められるよう、それぞれの地域の行政だけでなく、放送事業者間でも平時から定期的な意見交換など「顔の見える関係」を構築することが有効と考えます。 【東海テレビ放送株式会社】	本案に対する賛同の御意見として承ります。 広域大規模災害が発生した場合に備え、放送対象地域等の放送エリアを超えた放送事業者間での連携にも取り組むことが重要であると考えます。	無
14	<各放送局の交流や相互利用に関して> CFM 局と民間基幹放送局、NHK 等の連携や交流を平時に今よりももっと進めるべきであり、交流番組等をより増やして、災害時にもすぐに連携できるようにしておけば安心だ考える。(法的にはこれらの放送局の連携や相互放送は何ら障壁があるとおもっていないが、何かの規制があるのならば撤廃すべき。)	本案に対する賛同の御意見として承ります。 広域大規模災害が発生した場合に備え、異なる放送種別での連携や放送対象地域等の放送エリアを超えた放送事業者間での連携にも一層取り組んでいくことが重要であると考えます。	無

		【個人4】	
検討課題1 広域大規模災害を想定した放送を維持するための方策 (2) 放送ネットワークの強靱化の在り方 ①【BCPの実効性の確保】			
15	放送設備の耐災害性について、▽設備的な対策強化を求めた場合、放送事業者の経営への影響は大きいことから、一律に規制を強化するのではなく、施設ごとの重要度を見極めて、バランスよく対策を進めていくよう促すべきである、▽今後の放送ネットワーク構築や強靱化に伴う設備投資は、各事業主体の判断の下、よりサステナブルで経済合理性に優れたものとする点も十分に考慮する必要がある——との提言は放送事業の実情に沿ったものであり、至当です。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、放送ネットワークの強靱化及び被災時の早期復旧のためには、放送事業者自身の取組に加え、総務省における財政支援の継続・拡充への取組も重要であると考えます。	無
16	「設備的な対策強化を求めた場合、放送事業者の経営への影響は大きいことから、一律に規制を強化するのではなく、施設ごとの重要度を見極めて、バランスよく対策を進めていくよう促すべきである」との記載に賛同する。放送事業者は収支を勘案しながら災害への備えを考えている。被害軽減などを目的とした設備投資などは各社の自主自律の判断のもとで行われるべきだ。放送を被災地・住民に必要不可欠なライフラインの一つとして考え、放送設備の耐災害性の強化に向けた国の支援を、今以上にお願いしたい。 【読売テレビ放送株式会社】		無
17	設備的な対策強化について、ローカル局として「放送事業者の経営への影響は大きいことから、一律に規制を強化するのではなく、施設ごとの		無

	重要度を見極めて、バランスよく対策を進めていくよう促すべきである」との指摘に強く賛同します。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】	
18	放送事業者の設備面での対策強化について、「経営への影響が大きいことから、一律に規制を強化するのではなく、施設ごとの重要度を見極めて、バランスよく対策を進めていくよう促すべきである」との提言は、ローカル局の実情にも適っており、賛同いたします。 【中部日本放送株式会社・株式会社 CBC テレビ】	無
19	本案では、総務省が放送事業者に対して設備的な対策強化を求めた場合、一律に規制を強化するのではなく、施設ごとの重要度を見極めて、バランスよく対策を進めていくよう促すべきである、としています。 施設ごとの重要度を見極めることには賛同します。しかし予測できない災害に対する対策は経済合理性にそぐわないケースも多く、総務省は促すだけでなく積極的な支援を検討すべきであると考えます。 【株式会社毎日放送】	無
20	・ 演奏所、親局やプラン局以外の中継局に対して設備的な対策強化を求めた場合に「施設ごとの重要度を見極めて、バランスよく対策を進めていくよう促すべき」としたことは、経営環境の厳しい民放事業者にとって受け入れやすく、妥当と考えます。 ・ さらに「今後の放送ネットワーク構築や強靱化に伴う設備投資は、各事業主体の判断の下、よりサステナブルで経済合理性に優れたものとする点も十分に考慮する必要がある」としたことで、実情に沿った放送ネットワークの強靱化が図られると考えます。	無

	【東海テレビ放送株式会社】		
21	災害時には当社及びグループ会社のリソースを最大限に活用して公共的使命・役割を果たすことは言うまでもありません。2024 年 1 月の能登半島地震の際には、日テレニュース 24 の CS 放送を、総務省の要請に応じて、受信契約者の住居以外にも、避難所などでの視聴が可能となるよう速やかに対応をしました。総務省におかれましても、地方自治体・他省庁との調整など積極的なお取り組みをお願いいたします。 また、弊社ネットワーク局のテレビ金沢をはじめ、震災発生後の約 2 カ月間、地元民放 4 局は自社の放送を一部同時ネット配信するなど、総務省からの要請に基づいて実施し、視聴者の安全確保に貢献しました。しかし、日常的に同時ネット配信を行っていないローカル局にとっては、事後の詳細な報告書作成などが過度な負担となりました。今後、各局の事情を踏まえて、助成・支援や事後対応のあり方を検討下さるよう要望します。 今後の放送設備の耐災害性について、設備的な対策強化を求めた場合、一律に規制を強化するのではなく、施設ごとの重要度を見極めてバランスよく対策を進められるようにするなど、放送事業者の負担が過度にならないよう要望します。 【日本テレビ放送網株式会社】	今後検討を進めていく上での参考として承ります。 なお、放送設備の耐災害性強化については、放送事業者の経営環境等を踏まえて、広域大規模災害に対応しうるバランスのとれた対策が進められることが重要であると考えます。 また、放送ネットワークの強靱化及び被災時の早期復旧のためには、放送事業者自身の取組に加え、総務省における財政支援の継続・拡充への取組も重要であると考えます。	無
22	石川県輪島市を含む奥能登地域は、地理的要因から、平時よりテレビ・ラジオの電波を受信しにくい場所が多いエリアである。防災グッズに入れるものとして「ラジオ」があげられるが、そもそもラジオすら聞けないエリアもある。よって、平時からラジオが受信できるエリアを拡大するよう強く求	テレビ・ラジオの受信環境に関する御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。 また、放送が災害発生時における国民への情報発	無

	める。 また、テレビについては、輪島市の場合、ケーブルテレビによる再送信で視聴している方が多い。しかし、能登半島地震及び奥能登豪雨の影響により、ケーブルテレビの施設に甚大な被害が発生したことから、地上波放送を視聴できない方々が多数発生した。もちろん、関係各所のご尽力により、現在は復旧傾向にはあるが、輪島市の東部、町野地区においては、現在も時間帯・放送局によっては、ケーブルテレビの再送信であっても視聴できないことがある。 これは、災害により地上波放送の受信点を変更したことに起因するとの説明を受けてはいるが、奥能登豪雨から間もなく 11 か月を迎える今も解消されないことは、住民への情報伝達手段を大きく阻害するだけでなく、災害により多くのストレスを抱える住民に、更なるストレスを与えるものである。 よって、このようなことが起きないよう、今後の対策にも生かしていただきたい。 【町野復興プロジェクト実行委員会】	信媒体としての役割を果たすためには、放送ネットワークの強靱化及び被災時の早期復旧が重要であると考えます。	
検討課題1 広域大規模災害を想定した放送を維持するための方策 (2) 放送ネットワークの強靱化の在り方 ③【耐災害性強化に向けた支援等】			
23	・ 「各放送事業者や自治体は厳しい経営/財務環境にあり、今後の放送ネットワーク構築や強靱化に伴う設備投資は、各事業主体の判断の下、よりサステナブルで経済合理性に優れたものとする点も十分に考慮する必要がある」との記載は、放送事業者の実情に沿ったもので	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、放送ネットワークの強靱化のためには、放送事業者自身の取組に加え、総務省における財政支援の継続・拡充への取組も重要であると考えます。	無

	あり重要だ。 ・ 検討チーム第1回会合で、総務省から「被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため」として「地デジIPDC」防災連携設備に対する予算対応の説明があった。読売テレビでは兵庫県加古川市に対して放送用電波の一部を活用し、「地デジIPDC」災害・防災情報の伝達を2022年から行っている。この地上デジタル放送波を活用した災害情報伝達手段は、災害が年々、激甚化する今の日本においては、国民の生命・財産を守るために、非常に有効な手段で、地域社会への貢献になればと、読売テレビでは考えている。この伝達手段が、全国で広く利用されるようにするためにも、総務省の更なる協力を求めたい。 【読売テレビ放送株式会社】		
24	・ 「離島や半島などの地理的な条件不利地域における中継回線について、光ケーブルを用いて放送ネットワークを再構成することで強靱化が図られる場合は、必要となる設備への財政支援も検討するべきである」との提言に強く賛同します。南北600kmに及ぶ鹿児島県域の離島群は、風水害や火山噴火が頻発する地理的な条件不利地域であり、昨今の世界情勢からは地政学的な要衝でもあります。親局と奄美群島とを結ぶ中継回線について、かねて維持補修を分担・協力してきた県内放送事業者は、その光回線化が現実的な選択肢だという認識で一致しています。放送事業者を取り巻く中長期的な環境に鑑みて、民間負担のみでの対応には限界がありますので、引き続き、継続的		無

	な運用支援を含めたご検討を賜りますようお願いいたします。 検討チームでは、地域住民にきめ細かな防災・災害情報を伝達する手段として、地上デジタル放送の放送波(データ放送)を使った「地デジIPDC防災システム」について、初回からその有効性が指摘されていました。自宅や避難所に置くIPDC端末での情報受信や、防災行政無線のように屋外スピーカーを使った特定地域への一斉同報が可能になると評価され、地デジIPDC防災連携設備に対する支援の説明もありました。地域住民の安心・安全を守るうえで有効な手段であり、鹿児島讀賣テレビとしても、自治体と連携して整備促進に寄与したいと考えておりますので、自治体にとって過度な負担にならないよう技術・制度・費用等の面で支援をお願いするものです。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】		
25	＜中継局出向路の強靱化に対する支援＞ 昨年1月の能登半島地震や同年9月の奥能登豪雨では、石川県内の地上波放送事業者の中継局において、出向路の寸断が多数生じました。中継局の出向路については、耐震性強化や土砂流出防止、周辺の風倒木除去等の対策が必ずしも十分ではありません。中継局の耐災害性強化のためには、停電対策や予備設備の整備等に加えて、出向路の強靱化に対しても、国による支援を検討していただきたい、と考えます。 【北陸朝日放送株式会社】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。 なお、能登半島地震・奥能登豪雨での経験を踏まえ、放送ネットワークの強靱化及び被災時の早期復旧のためには、放送事業者自身の取組に加え、総務省における財政支援の継続・拡充への取組も重要であると考えます。	無
26	民放ラジオの耐災害性強化支援に関しては、支援を受けるラジオ局が効果的に活用でき、また多くのラジオ局が活用しやすいように、補助率を	放送ネットワークの強靱化のためには、放送事業者自身の取組に加え、総務省における財政支援の継続・	無

	従来のものより引き上げていただくことをお願いいたします。 【株式会社エフエム東京】	拡充への取組も重要であると考えます。 いただいた御意見は、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	
27	現在の放送制度は、電波塔や中継局といった既存のインフラに大きく依存しています。しかし、能登半島地震のような広域大規模災害においては、これらの物理的なインフラが甚大な被害を受け、放送機能が完全に停止するリスクが顕在化しました。 本取りまとめ(案)では、「放送ネットワークの強靱化」が課題として挙げられていますが、既存の電波インフラを補強するだけでは、予測不能な災害リスクに根本的に対応するには限界があります。これに対し、光ネットワークを放送サービスの主要な伝送路と位置づけることは、以下の点で有効な対策であると考えます。 ・ 耐災害性の向上: 光ネットワークは、電波塔のような物理的な高さや広範囲の設置スペースを必要とせず、地下埋設等により地震や強風、津波などによる被害を受けにくい構造を実現できます。複数のルートを持つ冗長化も容易であり、一部の経路が寸断されても、代替経路で情報伝達を継続できる可能性が高まります。 ・ 多様な情報提供: 光ネットワークを基盤とすることで、映像だけでなく、データ放送、文字情報、多言語対応、双方向通信など、多様な情報を柔軟に提供できます。これにより、災害弱者(高齢者、障がい者、	今後検討を進めていく上での参考として承ります。 なお、放送ネットワークの強靱化の在り方として、離島や半島などの地理的な条件不利地域における地上基幹放送の中継回線について、光ケーブルを用いて放送ネットワークを再構成することが有効となる場合があることから、必要な財政支援と合わせて検討していくことが重要であると考えます。	無

	外国人など)を含む、より多くの被災者が必要な情報にアクセスできるようになります。 ・ 非被災地域からの迅速な情報供給: 既存の放送インフラが壊滅的な被害を受けた場合でも、被災していない地域にある放送局から光ネットワークを通じて、被災地へ直接的に放送コンテンツを供給することが可能となります。これにより、災害発生直後からの情報空白期間を最小限に抑えることができます。 ・ 経済的合理性: 既存の放送インフラの維持・更新には多大なコストがかかります。一方で、光ネットワークは通信インフラとして広く普及しており、既存のインフラとの統合や活用により、長期的な視点でのコスト削減や効率化が期待できます。 以上の理由から、本取りまとめ(案)における「放送ネットワークの強靱化」の議論において、既存の電波放送インフラの補強だけでなく、光ネットワークの主流化を最優先の戦略として位置づけることを要望します。 災害時の確実な情報伝達は国民の生命と財産を守る上で不可欠であり、デジタル時代にふさわしい、より強靱で柔軟な放送インフラの構築を早急に進めるべきです。 【個人6】		
検討課題1 広域大規模災害を想定した放送を維持するための方策 (3) その他 【コミュニティ放送事業者の財政健全化に向けた取組】			

28	コミュニティ放送事業者の財政健全化について、構造的な課題により自主努力のみでは改善が困難な状況にあるため、下記のとおり具体的な要望をお伝えいたします。 【要望事項】 1. コミュニティ放送の災害時有用性に関する広報活動の実施 ・総務省（総合通信局）による自治体向けセミナーの開催をご検討願います。 ・平時活用による有事認知の優位性の周知活動をお願いします。 ・臨時災害放送局との役割分担の明確化をご検討願います。 2. 自動起動ラジオ等、災害対応機器の普及促進 ・導入効果の実証事業実施をお願いします。 ・自治体への導入支援制度創設（交付税措置等）をご検討願います。 3. 地域防災教育におけるコミュニティ放送の活用促進 ・既存の防災教育カリキュラムへの組み込み支援をご検討願います。 ・教材開発・提供をご検討願います。 4. 放送設備の耐災害性向上のための補助制度創設 ・耐用年数を超えた機器の更新費用に対する支援をご検討願います。 ・より利用しやすいかたちでの予備電源・非常用設備の整備支援をご検討願います。 5. 災害時における代替機器の貸与制度の制度化 ・総合通信局（地域ブロック）単位での機器備蓄をご検討願います。 ・迅速な貸与手続きの整備をご検討願います。 6. 臨時災害放送局開設時の運営費支援制度の検討	放送事業の運営は、放送事業者自身の経営判断によることが原則ではあるものの、総務省においてもコミュニティ放送事業者の経営安定化に向けて、地域における実情を把握した上で、関係団体と連携してコミュニティ放送の活動の認知・理解の向上等に積極的に取り組むことで、災害へ備えることが重要であると考えます。 いただいた御意見は、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
----	---	---	---

	・現状、支援に関わる費用は支援団体負担となっています。人件費や物価が高騰している昨今において、支援団体のみに費用負担を強いるのは限界にきておりますので、人件費・運営費の一部補助をご検討願います。 ・復旧期から復興期に至るまでの長期運用時の継続支援をご検討願います。 7. 地域防災計画におけるコミュニティ放送の位置づけ明確化の促進 ・標準的な記載例の作成・提供をご検討願います。 ・総合通信局から県庁等自治体への働きかけをお願いします。 8. 自治体との災害時放送協定の費用負担を明記したガイドライン等の作成 ・標準協定書の作成をご検討願います。 ・費用算定基準の明示をご検討願います。 9. 当協会地区協議会の参画促進と情報共有体制の構築支援 ・総合通信局を交えた地域防災会議への参画促進をお願いします。 ・情報共有システムの構築支援をご検討願います。 10. 合同訓練における実践的シナリオや運営マニュアルの作成、導入 ・防災訓練時などにおける総合通信局との協働推進をご検討願います。 ・訓練効果測定手法の確立をご検討願います。 【一般社団法人日本コミュニティ放送協会】		
29	災害時に コミュニティ放送の連携を図る、という事の様ですが、現在主に FM ラジオ局において、マスメディア集中排除原則に反し、独裁的な	放送番組は、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものであると考えており、放送事業者に対	無

	放送を行っている放送局が有るのを ご存知でしょうか?「FM21」(沖縄県浦添市)、「Come-On FM」(山口県下関市)、「FM からつ」(佐賀県唐津市) など、極右圧力団体が介入するラジオ局が 点在しており、差別的・政治扇動的な デマの拡散を行っている問題です。この様な局と「連携」など、むしろ 取ってはいけないと思います。この様な局は 放送法・公職選挙法などに違反しており、許可を与えている自治体にも 責任を問う必要が有ります。災害連携の前に、現在 問題の有る放送局が有る事を 認識し、是正させるのが先ではないでしょうか。 【個人1】	する御意見として承ります。	
検討課題2 ローカル局の放送が停波した場合の代替手段の確保 (1) 衛星放送による代替や、配信の活用の在り方 ① 【東経 110 度 CS 放送におけるニュース専門チャンネルの活用】 ② 【東経 124 度/128 度 CS 放送による地上波の番組の放送】 ③ 【BS 放送による対応】			
30	「広域大規模災害の発生時には、地上波やケーブルテレビに大きな被害が生じ、復旧に時間を要する場合が想定される」と記載されているが、地上波放送の代替として「東経 110 度CS放送」におけるニュース専門チャンネルの活用は重要な選択肢の一つになると考える。周波数帯域の確保、平時における活用(国民の認知)、放送の実施主体という課題を解決できる手段だ。 ただし、災害時のスクランブル解除などの実施・終了のタイミングはニュース専門チャンネルの放送事業者が自主自律の判断で行うことができるようにすべきだ。	本案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、広域大規模災害時の「東経 110 度CS放送」におけるニュース専門チャンネルの活用は、平時から関係者間での協議等を通じて入念な準備を行った上で、運用開始及び終了はニュース専門チャンネルの放送を行う事業者において判断されることが重要であると考えます。 また、御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	避難所などでの受信環境整備は国が主体となって進めていただきたい。 【読売テレビ放送株式会社】	
31	とりまとめ案において、「衛星放送を代替手段とする取組には意義がある」と、衛星放送の有用性について評価された点に賛同します。さらに、検討チームの議論において、当協会が提案した「東経 110 度 CS 放送におけるニュース専門チャンネルの活用」について、「実施すべき」とされたことにも賛同いたします。 活用をご提案したニュース専門チャンネルのスクランブルの解除の開始及び終了について、「放送を行う事業者において判断する」とされているものの、「平時から、関係者間で緊密に協議を行い入念な準備を整える」との記載のとおり、総務省を中心に関係者であるチャンネル運営事業者の意見も聞いていただき、周到かつ綿密な準備を進めていただくことを希望します。さらには「一月を目途」とする解除期間後のきめ細かい対応についても、ニュース専門チャンネルのビジネスモデルや編成、放送実施の状況などを考慮いただき、検討していただくことを希望します。 また、この代替策が、有効に機能するよう、災害発生時に総務省から広報される「被害状況」の放送事業者の項目に、代替手段として実施された場合には、東経 110 度 CS 放送のニュース専門チャンネルが受信可能であることや視聴方法を告知するなど、効果的な周知の在り方について、総務省や関係者で検討を進めていただくことを希望します。 【一般社団法人衛星放送協会】	無
32	広域災害時における地上波の代替として衛星の優位性が広く認知され	無

	ており、当社としても「東経 124 度/128 度 CS 放送による地上波の番組の放送」について提案させていただきました。なお検討チーム内でいただいたご意見（受信環境や運用等）を踏まえ、災害時への貢献の在り方について引き続き検討や準備に努めて参ります。 【スカパーJSAT 株式会社】	
33	- 日本はこれまで、度重なる大規模地震により甚大な被害を受けてきました。特に、今後発生が懸念されている南海トラフ地震への備えは、喫緊の課題であると認識しております。 - 当社は、東経 110 度 CS 放送において、ニュース専門チャンネル「日テレ NEWS24」の事業運営を行っております。大規模かつ広域にわたる災害が発生した際には、スクランブルを解除して放送を行い、被災された方々に対して迅速かつ的確な災害情報を提供することは、ニュース専門チャンネルの運営事業者としての社会的責務であると考えており、本とりまとめ案に賛同します。 - ただし、とりまとめ案においては、「取組の開始及び終了は、地上波・ケーブルテレビの被災状況を踏まえ、ニュース専門チャンネルの放送を行う事業者において判断する」と記載されており、また「一月を目途として、衛星放送のみ視聴可能な地域が引き続き存在する場合には、当該地域の避難所に向けてスクランブルの解除を継続する等きめ細かい対応に移行することとしてはどうか。」とのご意見もあります。当社としては、災害の該当判断やスクランブル解除と継続、更に復旧後のスクランブル再設定といった手続き等を円滑に実施するためには、とりまとめ案に記載の通り「平時から、関係者間で緊密に協	無

	議を行い、入念な準備を整えるとともに、広く認知度を高めるための効果的な周知の在り方について検討すべき」であると考えます。つきましては、本取組の円滑な実施に向け、貴省および関係者との周到かつ綿密な事前準備を進めていただくことを希望します。 【株式会社 CS 日本】		
34	いくら災害時だといって、事業者にスクランブルを解除するよう圧力をかけるのは、行き過ぎである。これは、災害時に事業者の商品を無償で提供するように圧力をかけるのに等しい行き過ぎた措置である。 【個人2】	広域大規模災害時の「東経 110 度CS放送」におけるニュース専門チャンネルの活用は、平時から関係者間での協議等を通じて入念な準備を行った上で、運用開始及び終了はニュース専門チャンネルの放送を行う事業者において判断されることが重要であると考えます。	無
35	・ 【東経 110 度 CS 放送におけるニュース専門チャンネルの活用】については、取りまとめ案を読んで民放においての理想的な解決策であると感じたため、賛成する。しかし、現在東経 110 度 CS 放送におけるニュース専門チャンネルを放送しているのは NTV,TBS の 2 社のみであるため、公平性の観点から CX,EX,TX の各社にも東経 110 度 CS 放送のチャンネルを割り当てる必要があると思う。 ・ 【東経 124 度/128 度 CS 放送による地上波の番組の放送】について、東経 124 度/128 度 CS 放送を受信するためには専用のアンテナが必要となるため、有料放送を契約していない世帯には情報が伝達されない。そのため、将来に向けた検討課題として位置付けるべきである。 ・ 【BS 放送による対応】について、現在 BS23ch に 12 スロット分の空き	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、その他御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	があるから、NHK の地上波放送のサイマル放送をその帯域で実施すべきである。番組編成については、以前にも意見を述べたことがあるが、平時は首都圏放送センターの番組を、災害時は臨時目的放送扱いで被災地の放送局の番組をサイマル放送することが望ましい。 【個人7】		
検討課題2 ローカル局の放送が停波した場合の代替手段の確保 (1) 衛星放送による代替や、配信の活用の在り方 ④【代替視聴手段の活用】			
36	- 放送事業者による災害時等の情報提供について、▽放送に加えインターネットを利用しニュース等の一部の放送番組の配信等を行っており、また、スマートフォンでラジオを聞けることができる radiko 等のインターネット配信サービスも広く利用されており、災害時等においては、通信が放送の補完的な役割を担うことも期待される、▽能登半島地震をはじめとする災害時に、放送だけでなく当該事業者のウェブサイトやアプリ、動画配信サイト、SNSなど多様な手段で災害情報や被災状況などを伝えており、情報アクセス手段の重層化は重要——などと整理したことは重要です。 - 情報アクセス手段の多様化と重層化は、行政を含むステークホルダー全体で、今後も継続的に検討を深めていくべきテーマです。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	本案に対する賛同の御意見として承ります。 災害時の情報アクセス手段の確保のためには、地域の特性に応じ、インターネット配信を含む情報伝達手段の重層化が図られることが有効であり、総務省において、関係者と連携して体制づくりを進めるとともに、情報アクセス手段等を適切な形で周知することが重要であると考えます。	無
37	「ネット配信が放送波と共生・補完することで、全体として放送のレジリエント化を促進しうる」という構成員の意見に賛同する。 災害時には、電波による地上波ラジオが、電源や端 4 の面でも汎用性		無

	が高く、初動期から復旧・復興期まで極めて有効な情報取得手段となる。 一方で、災害時においては、通信インフラの復旧が比較的早急に求められ、「radiko 等のインターネット配信サービスも広く利用されており、災害時等においては、通信が放送の補完的な役割を担うことも期待される」との取りまとめ(案)に賛同する。そのため、平時からその利便性を周知し、災害時に円滑に活用できるよう、国による広報や聴取促進の支援が重要であると考え。 以上を踏まえ、電波(地上波ラジオ)と通信(radiko 等)の双方を重層的に活用できるよう、情報伝達手段の多様化の整備を進めるとともに、「放送の最後の砦」としての電波の機能強化を両立させる政策展開を要望する。 【株式会社ニッポン放送】		
38	民放AMラジオ事業者は、健全な経営の維持を目的として、FM転換の施策を推進しております。AMラジオの代替となる聴取手段として、FM補完放送と共に、既に広く普及している radiko は、災害時等においても正確な情報を取得するための重要な手段として期待されております。このような状況を踏まえ、総務省におかれましては、平常時から災害時に至るまで、radiko 等のインターネット配信を通じた信頼性の高い情報入手手段について、国民に広く周知徹底されることが重要であると考えます。 【株式会社文化放送】		無
39	構成員のご発言である「ラジオ放送のレジリエント化は、いわば『最後の砦』として重要」というご意見に心より賛同いたします。 災害時において、国民の命を守るための迅速かつ的確な情報伝達は		無

	極めて重要であり、その中でラジオ放送が果たす役割は非常に大きなものです。一方で、放送の継続的な提供には、事業者の経営健全化が不可欠であり、FM 転換などの施策を推進しています。 近年普及が進んでいる、スマートフォン向けサービスの「radiko」は、災害時に AM・FM 放送を補完し、国民の安全・安心を支える極めて有効なツールです。しかしながら、日常生活の中で radiko の利用が十分に浸透しているとは言えず、災害時に初めて radiko アプリをダウンロードしたり、利用方法を理解したりするのは現実的に困難です。 そのため、平常時から radiko が AM・FM 放送と並ぶ重要な聴取インフラであることを国民に広く周知する必要があります。さらに、その利用促進に向けた具体的な施策の推進を国に強く要望します。 「最後の砦」であるラジオ放送と、その機能を飛躍的に高める radiko。この両社の強化こそが、国民の安全・安心を守るための最も効果的な手段であると確信しております。 【株式会社 TBS ラジオ】	
40	「災害時等においては、通信が放送の補完的な役割を担うことも期待される」、さらに「総務省は、広域大規模災害によって放送が長期間停波するような場合も想定し、通信ネットワークの負荷などを考慮の上、放送番組を活用したインターネット配信を一層進めることについて、視聴ニーズの把握等の調査も行いつつ、実現に向けた体制づくりに取り組むべきである」と記載されたことは大いに評価します。 - radiko は近年、ラジオの代替「聴取」手段としての認知が向上しているので、今後その認知を一層拡大させ、加えて民間ラジオ事業者の経	無

	営基盤強化の選択肢を増やすため、ラジオ放送の補完から代替への役割を担うことができる制度整備を強く要望します。 【株式会社 radiko】		
41	視聴環境の変化により、放送事業者の災害情報提供も、地上波テレビ、ラジオだけでなく、ネット配信などを選択しうる状況となっています。各種の伝送路をどのように効果的・効率的に活用するか、平時からの継続的な検討が緊急時で最大限生かされるよう、伝送路の確実な活用と権利処理の円滑化など、民放事業者の努力だけでは難しい課題に対しての行政のより積極的なコミットメントを期待します。 【日本テレビ放送網株式会社】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
42	広域大規模災害発生時の情報提供については、まずは放送がその役割を担いますが、送信設備の障害などが発生した場合、インターネット配信はその補完として役割を担うため、情報手段の重層化に関連する記述に賛同し、重要なことと考えます。一方で、地上波と同じコンテンツをインターネットで配信することで、放送局に著作権侵害などのリスクが発生しないよう制度の整備を要望します。 また、これまでの災害では、SNS など真偽不明の情報が流されることがあったため、放送が信頼できる情報を出すことが放送局の使命を果たすことにつながると考えます。 【中部日本放送株式会社・株式会社 CBC ラジオ】		無
43	当社では、災害時等においては放送に加え、在名民放テレビ 5 局で運営している配信プラットフォーム「Locipo」で情報提供を行っております。災害時等においては地域住民の生命、財産を守るために、インターネットや	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	SNSも含めたあらゆる手段を用いて情報を伝達することが、放送事業者としての使命と認識しております。 【東海テレビ放送株式会社】		
44	日本民間放送連盟様が「ワイヤレス通信（5G等）による非居住地域（国道、県道、高速道路など）の早期エリア化」をご要望なさっている件について、いち通建会社の社員の立場からコメントします。 1. 現実には、能登での災害において、貴省は真っ先に行政機関をカバーする基地局（いわゆる役場カバー局）の復旧を求めておりました。道路カバー率を上げたとして、その道路に置かれた基地局の復旧は後回しになると思われます。 2. キャリア各社の投資抑制と、通建会社が施工可能な基地局設置工事とは別の仕事の需要増（例えば、通常のビル建設工事におけるLAN敷設やアクセスポイント設置工事など）が相まって、基地局工事の担い手減少は他業界より早く進んでいる印象です。正直に申し上げれば、ゼネコンが利益率の高い案件に絞って受注していることから、基地局工事よりほかの工事のほうが利益率が高く、一度基地局工事から離れた担い手を、基地局工事に呼び戻すのは厳しいものがあります。能登のときも担い手をかき集めるのに苦労しましたが、能登の次は間違いなくもっと人がいません。 3. そもそも論、基地局は光ファイバー網と繋がっていなければ単なる鉄の塊であり、光ファイバー網は大抵道路上の電柱沿いに張り巡らされているため、道路が復旧しなければいけないことはもちろん、道路上の光ファイバー網が復旧しなければ、基地局工事屋は無力です。役場カ	今後検討を進めていく上での参考として承ります。 なお、災害時の情報アクセス手段の確保のためには、地域の特性に応じた情報伝達手段の重層化が図られることが有効であり、総務省において、関係者と連携して体制づくりを進めることが重要であると考えます。	無

	バー局は衛星通信機器を設置する等して急場をしのぎましたが、キャリアが持っている衛星通信機器は数に限りがございます。役場カバーや避難所に設置するのが精一杯で、道路までカバーできるかは怪しいです。 上記3点から、災害時に radiko を道路で聴取するというのは、正直に申し上げれば、ご期待に沿うことが難しいです。設置した道路カバー局はもちろん、そのバックホールまで全部無事であることを祈るしかありません。 自治体が災害時に自ら衛星通信機器を設置いただけるのであれば、我々は他の場所に衛星通信機器を設置して携帯のエリアを作ることができるのですが… 【個人5】		
検討課題2 ローカル局の放送が停波した場合の代替手段の確保 (2) 臨時災害放送局の活用促進の在り方 ①【臨時災害放送局の要件】 ②【割り当ての周波数の周知放送】			
45	臨時災害放送局について、現状はハード面中心の整備となっていますが、ソフト面(放送内容・運営)の整備と支援が不可欠です。免許人となる自治体等の負担軽減が普及促進の鍵であり、コミュニティ放送事業者の平時業務との親和性を活かした支援体制構築が効果的と考えます。 また、無線従事者資格については、技術的諸元が同一であるにも関わらず、臨時災害放送局操作に改めて有資格者確保が必要となり、迅速な開設・運営の重大な支障となっています。	臨時災害放送局の運営体制確保の観点から、総務省において、無線従事者資格に関する制度的検討を進めるほか、平時から地域の協力体制の構築等に向けた支援を行うことが重要であると考えます。 いただいたご意見は、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	【要望事項】 1. コミュニティ放送局操作資格者による臨時災害放送局操作の容認 ・技術的諸元同一局における資格要件緩和を早期に実現願います。 2. 放送内容や運営等のソフト的なマニュアル・手引きの充実 ・全国的な標準運営マニュアルの作成をご検討願います。 ・放送コンテンツのひな形の提供をご検討願います。 ・研修プログラムの開発に関する検討をお願いします。 3. 事前登録制による迅速な支援活動の実現 ・被害のない地域からの支援を含めた、全国規模の支援ネットワーク体制の構築への支援をご検討願います。 ・支援内容の事前取り決めに関する支援をお願いします。 【一般社団法人日本コミュニティ放送協会】		
46	当社は、臨時災害 FM 局の放送設備を自社で整備するとともに、無線有資格者を育成してまいりました。またサービスエリア内各所における独自の電波伝搬測定に加え、自社アナウンサーによる訓練放送も実施しており、技術面・運用面の両面から実運用を見据えた備えを行ってまいりました。こうした立場から、制度運用上の実効性と、平時からの体制整備の重要性について申し上げます。 災害時、臨災 FM 局は地域住民の命を守る大切な情報手段であると考えます。しかしながら、一般的に多くの自治体や関係団体では、財政的・人的な制約により、設備の整備や訓練が後回しにされる傾向があります。災害対応を支える放送設備を「地域防災インフラ」として明確に位置づけ、新規設備導入や既設設備の更新・整備については、これまで十分な	臨時災害放送局の運営体制確保の観点から、総務省において、平時から地域の協力体制の構築等に向けた支援を行うことが重要であると考えます。 また、災害時等における申請については、迅速な対応に資する観点から、一定の条件・基準に該当する場合、手続きの簡素化を行うことが重要であると考えます。 いただいた御意見は、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	財政支援の枠組みが存在しなかったことから、今後は実情に即した補助金制度の整備をご検討いただけますと幸いです。あわせて、人的負担を軽減する支援スキームの構築など、平時から安定的に備えられる体制づくりをお願い申し上げます。 また、災害直後は免許申請や周波数調整に時間や人手を割くことが難しいため、地域ごとに送出可能な周波数を事前にリスト化し、関係機関と共有・公表しておくことで、初動対応が円滑になります。 なお、災害用に固定の周波数を全国一律で事前に割り当てることは、FM 帯域の混雑や周波数の干渉リスク、法制度上の制約により困難と思われます。しかし、地域単位での候補周波数の事前調整や共有は現実的であり、こうした「準固定化」の取組みを制度として支援いただければと存じます。 さらに、臨災 FM 局は災害時に限らず、防災訓練や地域イベントとの連携など、平時からも活用できる制度設計が望まれます。現在、イベント等に対応した臨時免許制度は存在しますが、特に行政機関での認知が不十分で、制度の活用が進んでいない実情があります。制度の周知とともに、簡便な届出制などの導入をご検討いただければ幸いです。 【株式会社上田ケーブルビジョン】		
47	放送作家として、テレビ・ラジオ番組の制作に携わる傍ら、東日本大震災で以来、現在まで4つの被災地で臨時災害放送局の立ち上げや運用に携わってきました。特に昨年の能登半島地震の被災地では、もともとテレビやラジオの受信環境がよくないところに大規模な土砂災害が発生したため、放送が途絶し、今も完全な回復をしているとはいえません。またICTを	臨時災害放送局の運営体制確保の観点から、総務省において、無線従事者資格に関する制度的検討を進めるほか、平時から地域の協力体制の構築等に向けた支援を行うことが重要であると考えます。 いただいた御意見は、今後総務省において検討を	無

	活用するにしても、高齢者には扱いにくく、通信環境も都会に比べてよいとはいえません。そうした中で災害FMを運営して感じることは情報伝達手段としてのみならず、逆に狭い範囲に届く電波だからこそ被災した地域住民にとっては「声」で繋がり合う、「声」で情報が伝わることによる安心感やコミュニティ護持という側面もあり、多くの方からこれがあって助かったと言っていました。一方で実際に運営する側からすると、今回、資格緩和が示唆された無線従事者の確保をはじめ様々な課題があります。特に大きいのは「人」の確保と「お金」です。被災することで人はいきなり非日常の生活に叩き込まれます。そうした中、不安を和らげるために必要なのが「正しい情報」であり、さらにそれを地域内で知っている「声」、安心できる「声」が伝えてくれることに災害FMの有用さがあります。しかし現在の制度ではその「人」集めや、そこにかかる経費や人件費をどこが負担するのか？規定されておりません。東日本のときは内閣府などの雇用対策費を流用したり、民間の寄付などで成り立ちましたが、それ以降は自治体だったり、運営する側が自力でなんとかしている状況が続いており、人については我々も含め、ボランティアがほとんどです。 現在運用中の輪島市の災害FMも、寄付やクラウドファンディングに頼っていますが、放送はハードだけでなく、流す内容があつてはじめて役に立つわけでそこに責任を持って取り組める人と、それを支えられるお金をどうするのか？という視点は欠かせないと考えています。すべてを国に負担してほしいと言うつもりはありません。しかし、今回の議題にあがっているように、すでに民放の県域放送も、コミュニティFMもシュリンクする日本	進めていく上での参考として承ります。	
--	---	---------------------------	--

	経済の中でこれまでのように維持ができない状況です。いざというときにそれらの代替として臨時災害放送局を・・と仰るのであれば、せめてその臨時災害放送局がきちんと機能できる制度設計へと、さらに深めた議論をお願いしたいと考えます。 【一般社団法人オナガワエフエム】		
48	そもそも、臨時災害放送局の意義は、ローカル局の放送が停波した場合の代替手段のみに過ぎない。奥能登地域を例にすれば、ローカル局は石川県全体をカバーする局のみとなる。この場合、ローカル局の使命として、奥能登地域だけの情報を流すわけにはいかないことから、被災地域にとって必要な情報が十分にカバーできるとは言えない。当団体は、ローカル局でもカバーできない情報発信を担うのが、臨時災害放送局の使命と考えて運営している。この点にご留意いただきたい。 また、臨時災害放送局の活用促進の在り方として、無線従事者の資格をコミュニティ放送局と同等とすることや、特例措置を検討すべきとしている点については、是非実現していただきたい。当団体が臨時災害放送局を開局する際も、無線従事者を準備するのに非常に苦労した経緯がある。開設を急ぐべき臨時災害放送局であるにも関わらず、資格者が見つからないがゆえに開設が遅れるケースは、特に過疎地で臨時災害放送局を開局しようとする場合に、大きな障害となると考える。 もっとも、「臨時災害放送局の活用促進」を検討するならば、割り当て周波数や無線従事者の点だけを検討しても不十分である。以下、その理由を当団体の事例をもとに説明する。 まず、被災自治体は、被害が甚大であればあるほど、臨時災害放送局	臨時災害放送局の運営体制確保の観点から、総務省において、無線従事者資格に関する制度的検討を進めるほか、平時から地域の協力体制の構築等に向けた支援を行うことが重要であると考えます。 いただいた御意見は、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	の運営に時間も人員も避けず、開局を見送るケースが発生してしまう。能登半島において、臨時災害放送局が開局されてこなかった理由の1つには、このような背景が存在する。 しかし、本来ならば、被害が甚大であればあるほど、臨時災害放送局を開局する意義は高いはずである。また、奥能登のように、高齢者が多い地域では、SNS による情報発信だけでは不十分であり、アナログなラジオの方が、高齢者にとっても使いやすいことから、臨時災害放送局の開局意義や必要性が十分にあると当団体は感じた。だからこそ、臨時災害放送局の開局を目指したわけであるが、そもそも自治体職員が臨時災害放送局の知識について非常に乏しく、開局意義すらも当初は理解されなかった。まずは、各自治体に対して、臨時災害放送局の意義・必要性を平時から啓発する必要がある。 また、開局意義や必要性を自治体が理解したとしても、被災自治体においては、職員の業務が膨大となり、その運営まで手が回りにくいのが実情である。そこで、当団体がそのマンパワー不足を担っているわけであるが、運営費用の一切はどこからも出てこないというのが現状である。これは、臨時災害放送局の制度上、免許主体が自治体であることから（自治体に限るわけではないが）、運営費は自治体が捻出すべきという考え方のもとに成り立っていると考えられる。 しかし、被災自治体は膨大な費用を扱うことになるため、臨時災害放送局の意義・重要性を理解していない自治体になればなるほど、費用負担を拒むと考えられる。もっとも、その意義・重要性を理解していたとしても、財政的にそこまでの支出はできないという判断をする自治体だって存在		
--	--	--	--

	するだろう。 実際、当団体が運営する臨時災害放送局も、送信機は総務省北陸総合通信局より貸与いただいているが、それ以外の機材はもちろん、演奏所となる場所（プレハブ）ですら、過去に臨時災害放送局を運営していた団体や民間の寄付・寄贈でまかなっており、電気代や通信費はもちろん、スタッフの人件費も当団体自ら賄っているのが現状である（その実態は、個人や団体からの寄付である。）。 当団体は能登半島地震後に、輪島市町野町地区の復興を担うべく立ち上がった、地元有志の団体であり、現在も仕事を抱えながら臨時災害放送局を運営したり、公共ライドシェアの運営協力をしたりしている。奥能登は人口減少・高齢化という、日本の過疎地によくある課題を抱えている地域であるからこそ、様々な仕事（ボランティアを含む）を兼務している状況である。「地域のためになんとかしよう」と考える人々が集まり、膨大な努力をしてもなお、運営費という壁が超えられなければ、運営を継続していくことも困難である。行政が担えない点を民間が担い、民間が困難を極める点を行政が支える。このような協力関係こそが、「官民連携」ではないだろうか。臨時災害放送局も、「官民連携」という視点から、活用促進の在り方をより検討していただきたい。 以上のように、技術的な部分のみを改善したとしても、臨時災害放送局の活用促進など図れないと当団体は考える。どれだけ素晴らしい制度となったとしても、運用ができなければ何の意味もない。 また、マイクで話した声を電波に乗せただけでは、情報が届いたとは言えない。それを聴いている人が理解できて初めて、情報が届いたことにな		
--	---	--	--

	る。そのためには、聴きたくなる放送・聴いてもらえる放送をしなければ、意味をなさない。情報を届けるための放送を行うためには、運営する者の技術や知識が必要になるのは当然であるが、そのためにはどうしても費用はかかってきてしまう。貴省においては、ぜひ運用面、特に運営費用等（開局費用含む）をどのように捻出していくかについても積極的に検討していただきたい。 【町野復興プロジェクト実行委員会】		
49	コミュニティ放送局の関係者です。臨時災害放送局はコミュニティ放送局の操作資格よりも要件が厳しく、速やかに要件緩和を求めます。 臨時災害放送局の免許人は地方公共団体となりますが、コミュニティ放送局の放送設備を災害時に臨時災害放送局として使用（運用を委託）することが想定されます。全国に 340 局を超えるコミュニティ放送局が存在するにも関わらず、近年発生した災害において臨時災害放送局が開局されていない原因は、臨時災害放送局の操作に必要な無線従事者（第二級陸上無線技術士以上）の確保が困難であることは「第 3 回臨時災害放送局の開設・運用に関する実務者連絡会」等の資料でも明らかになりました。 https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/e-komfo/2025/0317ho.html コミュニティ放送局は日常の防災情報のみならず、万一の時も地域の人々に寄り添い、情報を発信し続ける「災害時のライフライン」としての役割も期待されています。万一の災害の時は、コミュニティ放送局が臨時災害放送局へ速やかに移行できるよう操作要件の緩和をお願いします。コミ	臨時災害放送局の運営体制確保の観点から、総務省において、無線従事者資格に関する制度的検討を進めるほか、平時から地域の協力体制の構築等に向けた支援を行うことが重要であると考えます。 いただいた御意見は、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	コミュニティ放送局と諸元が変わらない場合の臨時災害放送局の操作は、コミュニティ放送局で現に選任されている無線従事者（第二級陸上特殊無線技士以上）で操作可能とすべきです。空中線電力を 100W に増力した臨時災害放送局は、第一級陸上特殊無線技士で操作可能とすべきです。第一級陸上特殊無線技士は、多重無線設備で 30MHz 以上の電波を使用するものは 500W まで操作可能です。臨時災害放送局は 100W 局でもコミュニティ放送局の無線設備と構造は大きく変わらず、第一級陸上特殊無線技士でも技術操作に必要な知識及び技能を有すると考えます。また、第一級陸上特殊無線技士の資格取得者は全国で 24 万人を超えており、地方公共団体やコミュニティ放送局でも有資格者の確保が比較的容易であると考えます。 【臨時災害放送局に関わる無線従事者の操作要件（要望）まとめ】 1、第二級陸上特殊無線技士の操作範囲の変更 受信障害対策中継放送局、特定市区町村放送局及び＊臨時災害放送局（＊特定市区町村放送局と諸元が同じものに限る）（外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものに限る） 2、第一級陸上特殊無線技士の操作範囲の変更 受信障害対策中継放送局、特定市区町村放送局及び＊臨時災害放送局（＊すべて）（外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものに限る） 【個人3】		
50	< 発災時に臨時災害放送局を積極的に利用する、という案について >	臨時災害放送局の運営体制確保の観点から、総務	無

○ 臨時災害放送局(以下、臨災局とする)への過度な期待は避けるべきである。もし、そうしたいならば以下のような法的な内容に対する考慮、変更、推進、認識をするべきである) 1. 臨災局への金銭的な補助、人的な補助(臨災局を立ち上げた際には、初期的な費用:例として 100~200 万円程度、は国から支給するような方策。もちろん設備/人員面でも同様)を行う。 2. 臨災局の免許人の免許レベルをCFMと同じものにする(1/2陸特でもOKとする等)。 3. 臨災局に対しては、一時的でも超法規的な措置、対応が必要である。 例えば、 (1) 臨災局に対する一時的な送信電力の増強(20W を 100W に上げる等)への不申請対応、災害対応のための設備変更に関する申請等の簡素化(事後申請、届出。報告等)。 (2) 臨災局からのアナウンス等を遠隔からのリモートでも行えるような法整備、許可。(人員面でのフォロー) (3) 臨災局用の送信機セット(各地方通信局に 2 セットずつ配置されているようだが)にアンテナ/ケーブル類もセットとして準備、貸出等ができるようにしておくべきことはもちろん、設置/施工についても十分な指南、協力、工事会社案内、費用補助等を行う。 (4) 送信機セットのみならず、送信機等の補助電源(停電時のポータブル電源等)もセット内に入れておく。 (5) (すでに総務省で検討、取り決めがあるようだが)使用する周波数を十分に検討、決めておき、すぐに電波が出せるようにする。(発災して	省において、無線従事者資格に関する制度的検討を進めるほか、平時から地域の協力体制の構築等に向けた支援を行うことが重要であると考えます。 いただいた御意見は、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	
--	--	--

	から周波数を探すことのないように) ○ また別の観点での提案だが、 (1) 各地方通信局または総務省が所有するような陸上移動通信車両（送信機、アンテナ、送出機器一式を積んだ大型車両、車載型地球局のような車両）を平時から機動的に展開できるようにする。 (2) つまり「総務省 or 地方通信局付きの臨時災害放送局」として登録、免許、設備許可しておけばいいのではないか。 (3) その車両ごとの放送局免許、許諾などを平時に登録しておけば、いつでも臨時放送局として活動が開始できると考えられる（周波数のみ、発災時に検索して決める）。 【個人4】		
51	<臨災局の支援にコミュニティーFM局（以下、CFM局、とする）があたる、という案について> ○ CFM局に対しても以下のような法的な検討や推進をするべきである。 1. 大都市部は、現状かなり多くのCFM局が存在するので、それらが臨災局へ迅速に転換できるように申請を簡便化、または届け出のみでできるようにすべき（事後申請、届出等）。 2. そもそも論として、CFM局が臨災局に転換しないと災害情報を流す放送ができないのか？ 臨災局と同様な放送内容が放送できないのか？を明確にしておくべきではないか。 3. 上記のようにすることで、臨災局になる/する場合の初期的な問題点である	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。 なお、災害時等における申請については、迅速な対応に資する観点から、一定の条件・基準に該当する場合、手続きの簡素化を行うことが重要であると考えます。	無

	* 設備の準備ができない * 周波数が決まらない * 人力的な問題 * 金銭的な問題 等を大幅に軽減できるはず。 4. CFM 局が臨災局転換して送信電力を増力する(20W→100W 化)するよう な場合でも、申請等を簡素化するべきである。(事後申請) 5. 既存の CFM 局自体を有効に活用すれば、わざわざ臨災局を立ち上げ る必要はなくなる。 6. CFM 局の局免許状送信電力を 20W ではなく、最大 50W まで増力でき るようにできないのか？(なぜ 20W なのか) ★今回の議論を読んだ限り、 * 臨災局は「電話 1 本ですぐに許可される！」というような言葉だけが独り 歩きしており、臨災局があたかも 3 日程度で開局できるかのような理解 になっている感が否めない。 * しかし、ご存じのように臨災局も基幹放送局とほぼ同様の手続き、設備 化、免許、検査が必要なので、開局まで 1 か月程度の時間を要すること が理解されていないよう。 * したがって、発災時に停波した既存の放送局の代わりに、直ちに補完 的な放送を臨災局が行う、というような夢のようなことはできない。 * また、臨災局を立ち上げる場合に、その必要が生じた地域に近い CFM 局が応援すればよい、という短絡的な内容も読み取れたが、そもそも放		
--	---	--	--

	送局として(一般の会社として)人員面でも財務面でもギリギリの CFM 局が設備や人員を臨災局のために避けるほどの余裕はほぼ無い。それを十分に補助することが国や地方自治体の使命であるはずである。 *少なくとも総務省から地方自治体に対して臨災局開局に関する知識だけは、再度啓蒙/周知すべきである。(少なくとも輪島市は分かっていなかったらしい) 【個人4】		
52	<インターネットを使ったラジオ放送に関して> ○ 臨災局の放送をサイマルラジオ(JCBA,CSRA)で聴けるようにするための技術的な準備、手順、書類等を明確化、簡素化、しておく必要がある。(最近立ち上がった輪島市町野町の「まちのラジオ」ではそこに時間と労力が掛かっている。今回のパブコメには関連しないが念のために書かせていただく。) ○ インターネットによるラジオ、radiko やらじるらじるも非常に有効だが、日頃から、かつ一家に 1 台以上のラジオ受信機(ワイド FM 対応機)を設置するように啓蒙すべきであり、年に数回のラジオ受信機でラジオを聴く日を設けて慣れてもらうようにすべき * そのためにも、例えば、9 月 1 日(防災の日)や 1 月 17 日。3 月 11 日等に CFM や基幹放送局に臨時災害局としての運用(放送)をしていただき、災害局としてのアナウンス、ラジオの活用法、送信電力の増力(操作、仮実施)などを行う(行える)ように推進すべき。 【個人4】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

53	・コミュニティ放送局については、自社製作が困難な時間帯において、県域ラジオ放送局の番組をサイマル又はディレイ放送することを検討すべきである。AM 局廃止や FM 転換によって、県域ラジオ放送局の放送波によるカバレッジが低下するという問題が存在するところ、コミュニティ放送局に県域ラジオ放送局の中継局の役割を一部代替させることによって、災害時に必要な情報を放送波で伝えることができるようになるというメリットがある。コミュニティ放送局側も、県域ラジオ放送局から財政面・技術面の支援を受けることができるようになるため、メリットがあると考ええる。 ・「コミュニティ放送局と諸元が変わらない場合の臨時災害放送局の操作に必要な無線従事者の資格をコミュニティ放送局と同等とすることや災害時の特例措置について」は、直ちにに取り組むべきである。 ・関東地区では、FM 放送の周波数が特に逼迫しているため、県域・広域ラジオ放送局の統廃合を実施して、より公共性の高いコミュニティ放送局や臨時災害放送局用の周波数を確保すべきである。とりわけ、同一の企業グループに属しているラジオ局同士は、1 局に統合したほうがよいのではないか。 【個人7】	臨時災害放送局の無線従事者資格に関する御意見は本案に対する賛同意見として、その他の御意見は放送事業者に対する御意見として承ります。 なお、放送番組については、放送事業者の自主自律によって編集・編成されるべきものであると考えます。	無
54	東日本大震災の際に岩手県陸前高田市に開設された陸前高田災害 FM に携わった者の一人としてコメントさせていただきます。 当地ではもともとラジオについて明るいスタッフがおらず、支援団体の協力を受けて、機材等の提供を受けたり使い方を教えていただきましたが、それらの準備に時間がかかり、開局までに半年を要しました。また、	臨時災害放送局の運営体制確保の観点から、総務省において、平時から地域の協力体制の構築等に向けた支援を行うことが重要であると考えます。 いただいた御意見は、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	助成金を活用して大きな機材以外の必要物品を揃えましたが、細かい不足分は自分たちで賄い用意しました。被害が甚大で行政機能も麻痺状態だったため、免許申請以外の運営に関しては在京の地元出身者が立ち上げたNPOが担いましたが、スタッフは皆被災者で、また放送経験のない者ばかりで近隣にはコミュニティFM局等もなく、誰からも放送についての指導を受けることもなく見よう見まねと使命感のみで放送しました。 行政機能が麻痺状態の被災した自治体がラジオ局を立ち上げるということはあまりにもハードルが高く、特に費用の部分について支援がないのは実際に運営していくうえでとても難しいことでした。 災害 FM は、急性期の情報発信はもちろんですが、復興期においてもとても重要な役割を担っていると思います。災害によりそれまで当たり前にあったコミュニティを失い孤独感を感じる被災者は多く、ラジオから聞こえる地元住民等の声や子供たちの歌声は安心したり心の癒しとなります。私はそれこそが「一人じゃないよ」というメッセージになると信じて、より多くの住民の声を集め電波に乗せました。 具体的な聴取率など数字に表すことはできませんが、閉局した後に多くの住民から声をかけられ、メッセージは伝わっていたと確信しました。 以上の経験から、大規模災害が起きた際には災害 FM の免許交付と共に運営のための資金の支援、被災状況やその地域に寄り添ったさまざまな支援を検討していただき、いつ、どこで災害が起きてもすぐに対応できる仕組みを構築していただきたいです。 【個人8】		
55	運用における無線従事者の資格については、この案に賛成する。コミュ	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	ニティ FM に協力を求めるのであれば、運用の資格要件は同等が望ましい。特例法でその地域にいる人の中でなんらかの無線従事者免許を持つ者などに広げて開局を優先し、その後なるべく早く当該の資格者保持者を探す努力をする、ぐらいがあっても良いのではないだろうか。 とはいえ、地元コミュニティ FM 局も被災者であり、普段から専任者を据えての放送ではなく、有償/無償なボランティアベースで放送されているところも少なくない。また地元既存のコミュニティ FM 局があったとしても、財政的に資金潤沢というところの話は聞いたことがない。 コミュニティ FM 関係団体とて、「協力することは吝かではない」というだろうが無袖は振れない。いない人間は派遣できない。それら人材の旅費や滞在費はどこから湧いて出てくるものでもないだろう。 自助は当事者が被災者なので厳しい。共助も、大規模災害ともなると周辺一帯被災しているので自分の地元のサポートで精一杯。遠隔地からのサポートも、手弁当が効くのはせいぜい数日程度。 臨時災害放送局とその開設の支援というのであれば、役目を果たして閉局するまでの間、公助たる国や県からの(自由度の高い)財政支援が欠かせないと思う。 【個人 11】	臨時災害放送局の運営体制確保の観点から、総務省において、無線従事者資格に関する制度的検討を進めるほか、平時から地域の協力体制の構築等に向けた支援を行うことが重要であると考えます。	
56	臨時災害放送局の開設に必要な無線従事者資格の緩和については大いに賛同する。更に、臨災局設備を予め準備している自治体においては、速やかな開設のため、道路閉鎖などで無線従事者が現地に到着できない場合にも、衛星ブロードバンドや衛星電話などを用いて、従事者がリモートで遠隔から、現地への対応を行うことを以て開設を認める		無

	要件とするという緩和策はとれないか。 ・ 能登半島地震では、北陸総合通信局と、協定を締結している JCBA 北陸地区協議会メンバーが被災自治体を訪れ、臨災局に関する説明を行い、開設意思の有無の確認を行った。いずれの自治体も、臨災局制度に関する認識がほとんどなく、開設に至ることはなかった。甚大な被害で混乱の最中にある自治体が、ラジオ局を開設する判断を即座に下すことは難しい。現在、各総通には臨災局のための機材が 2 セット準備されている。各総通は、(地上放送の受信が困難になるなど)臨災局が必要と思われる自治体については、総通や現地にリエゾン入りした総務省職員が、JCBA などと協力の上で実験試験局を開設し、一定期間(数日程度)、必要な行政情報などを伝達するということは考えられないか。一定期間の後、実験試験局の実績や運営などを自治体に見てもらった上で、臨災局開設の有無を判断してもらうという、より積極的な PUSH 型支援の検討を求めたい。 ・ 構成員である石川県の担当者は、能登半島地震で臨災局が開設されなかった理由として、運営のための財政的支援がないことをあげていた。筆者のヒアリングでも、輪島市も同様の意見を持っていた。また、総務省との間で臨災局の開設支援協力協定を締結している JCBA も、プレゼンで支援活動に必要な費用の財政補填を要望していた。各総通には臨災局の機材は準備されているが、実際にそれを運用するため費用を確保する見通しが立たなければ、自治体はなかなか開設の判断には踏み切れないのではないかと。今回の取りまとめ(案)ではこの点についての言及はなかったが、たとえば、自治体に対する特別交付税による		
--	--	--	--

	災害応援の仕組みの中に、「情報伝達(臨時災害放送局の運用)」という項目を立てることで、自治体への周知を図るとともに、運用のための費用にあてるという道筋を作ることはできないだろうか。 【個人 12】		
検討課題2 ローカル局の放送が停波した場合の代替手段の確保 (3) 早期応急復旧に向けた体制整備の在り方 【応急復旧時の財政的支援】			
57	放送を被災地・住民に必要な不可欠なライフラインの一つとして考え、被災した送信所設備等の復旧に対する財政支援などのバックアップを強く要望する。 【読売テレビ放送株式会社】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。 なお、放送ネットワークの強靱化及び被災時の早期復旧のためには、放送事業者自身の取組に加え、総務省における財政支援の継続・拡充への取組も重要であると考えます。	無
58	＜被災した放送関連設備の除却・原状回復への支援＞ 被災して使用不能となった中継局の局舎や鉄塔等の除却・原状回復には、多額の費用が必要となります。被災した放送事業者の持続可能性を高めるという視点から、除却・原状回復に対しても、国による支援を検討していただきたい、と考えます。 【北陸朝日放送株式会社】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。 なお、放送ネットワークの強靱化及び被災時の早期復旧のためには、放送事業者自身の取組に加え、総務省における財政支援の継続・拡充への取組も重要であると考えます。	無
検討課題3 被災者の視聴環境の確保 (1) テレビ・ラジオ等の視聴可能設備の備蓄の在り方 【避難所の受信環境の確保】			
59	テレビ・ラジオ等の視聴可能設備の備蓄について、ハード整備と併せて情報アクセス手段の周知が重要あり、以下のとおり要望いたします。 【要望事項】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。 災害時の情報アクセス手段の確保のためには、地	無

	1. ラジオの周波数帯やインターネットラジオの聴取方法が記載されたマニュアル整備 ・地域別周波数一覧の作成、公表をお願いします。 ・総務省ホームページにおいて、スマートフォン等でのアクセス方法の明示をご検討願います。 ・多言語対応マニュアルの作成をご検討願います。 2. 音声媒体の多言語リアルタイムテキスト表示システムの導入促進 ・地方自治体・観光地・主要施設への導入について、支援策をご検討願います。 ・外国人観光客・聴覚障害者への情報保障として、支援策をご検討願います。 【一般社団法人日本コミュニティ放送協会】	域の特性に応じた情報伝達手段の重層化が図られることが有効であり、総務省において、関係者と連携して体制づくりを進めるとともに、情報アクセス手段等を適切な形で周知することが重要であると考えます。	
60	とりまとめ案において、「衛星放送を代替手段とする取組には意義がある」とされていることから、全国で避難所と予定されている施設については、総務省、各総合通信局及び自治体が連携し、受信環境の調査・確認を行い、衛星放送が受信可能な環境を構築するように努めていただくことを希望します。 【一般社団法人衛星放送協会】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。 なお、避難所における放送受信環境の確保に関しては、被災者や避難所のニーズに迅速に応えていくため、国、自治体、放送事業者をはじめとする関係者が連携して体制の構築に取り組むことが重要であると考えます。	無
61	検討課題2ローカル局の放送が停波した場合の代替手段の確保(1)衛星放送による代替や、配信の活用の在り方①【東経 110 度 CS 放送におけるニュース専門チャンネルの活用】施策においては、避難所における衛星放送の受信環境整備と大規模災害時にニュース専門チャンネルが受信可能である旨の周知が肝要であると考えます。とりまとめ案において		無

	は「元々衛星放送を受信していない施設において衛星受信に切り替える必要性が生じることなども想定され」、「現状では、NHK による避難所における受信環境構築の支援」、がなされているとのことですが、避難所における更なる環境整備や被災可能性のある地域住民への情報周知に対する貴省の積極的な取組みを望みます。 【株式会社 CS 日本】		
62	＜ラジオ受信機に関して＞ 災害時にラジオが有効なことは明白であるが、ラジオ受信機が足りないと思う。国からメーカーに対してより高感度なラジオを量産するように打診すべきではないか。 （巷にあふれている中華製？安価なラジオは感度が悪く、実際の被災地では役に立っていないという現状がある。これは切実な問題である。） 当然のことながらワイド FM(～108MHz までの)に対応させたラジオが必要である。 【個人4】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
63	「受信環境の確保、平時からの備え」としては、民放連が主張するように、スマートフォンへの FM チューナー搭載や radiko アプリのプリインストールが有用であると考えられる。 国としても、メーカーや携帯電話キャリアへの働きかけ・支援等を通じてかかる施策を推進すべきである。 【個人9】		無
検討課題3 被災者の視聴環境の確保			
(3) その他			

【多様な主体に対応した情報伝達】

64	＜障害者等に向けた字幕、手話放送への支援の拡充＞ 字幕、手話等映像の自主的な取組に対しては、情報通信研究機構による放送事業者向けの助成金制度がありますが、補助率は2分の1となっています。災害時の対応を強化するためには、補助率引き上げ等の公的支援の拡充を検討していただくことを希望します。 【北陸朝日放送株式会社】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
65	本案では、放送事業者は同指針に沿って引き続き取り組むとともに、特に災害時において視聴覚障害等に配慮の上で被災者の視聴環境を確保するため、事前に字幕、手話等の映像を用意する等の自主的な取組を進めるべきである、としています。 しかしこうした取り組みはあくまでも放送事業者の自主性に委ねるべきであり「取組を進めることが望ましい」など緩やかな表現に修正されることを要望します。 【株式会社毎日放送】	本案は、災害時の放送や放送番組の編成等に関する取組は、放送事業者が自主的に行うものであることを前提として検討しており、いただいた修正案と同内容と考えますので、原案のとおりとさせていただきます。	無